

平成28年1月15日

平成27年（行コ）第7号（原審平成23年（行ウ）17号／18号）

控訴人（原審原告） 前川盛治ほか

被控訴人（原審被告） 沖縄県知事／沖縄市市長

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

証拠申出書

原告ら訴訟代理人弁護士	籠橋 隆明
同	鋳 口 崇
同	喜多 自然
同	栗 山 知
同	齋藤 祐介
同	白川 秀之
同	長谷川 鉦治
同	原田 彰好
同	日高洋一郎
同	間宮 静香
同	御子柴 慎
同	横 江 崇
原告ら訴訟復代理人弁護士	松本 徹意
同	吉浦 勝正
同	宮本 増

記

〒900-0013 沖縄県那覇市牧志2-1-6-25-907

証人 桜井国俊（同行・主尋問60分）

（立証趣旨）

本件埋立事業に関する平成12年の公有水面埋立法上の免許・承認、平成23年の公有水面埋立法上の変更許可・承認の各処分に法律的な瑕疵があり、取り消されるべきであること

（尋問事項）

- ① 証人の経歴、専攻、研究分野等について
- ② 証人は、沖縄県が平成27年1月26日に設置した「普天間飛行場代替施設建設事

業に係る公有水面埋立承認に関する第三者委員会」の委員として、沖縄県からの諮問に応じて、先に行われた同承認手続に関し、法律的な瑕疵の有無を検証する作業に携わったのか。

- ③ 同検証作業は、どのような方法で行われたか。
- ④ 同第三者委員会が沖縄県知事に提出した検証結果において、公有水面埋立承認手続の瑕疵についてはどのように判断されたか。
- ⑤ 本件埋立事業に関する平成12年の公有水面埋立法上の免許・承認申請、平成23年の公有水面埋立法上の変更許可・変更承認申請に際して沖縄県が行ったそれぞれの審査における審査基準と審査内容に照らし、本件埋立事業の免許・承認ないし同変更許可・承認の法律的な瑕疵の有無について、前記第三者委員会の検証作業と比較しつつ検討した場合、本件埋立事業に関する沖縄県知事の各判断（免許等の処分）については、どのように考えるべきか。
- ⑥ その他本件に関連する事項

以上